

逸脱的家族関係概念の社会病理論における意味

光 信 隆 夫

本稿においては、「いわゆる同棲」なり未婚の母なりが、「地域社会において影響力を有する多数の住民の合意にもとづいて、それが耐えがたいものであるとかまたは積極的に集団の力でもって改めさせなければならぬものであるとかの判断が下される、そのような望ましからざる状況・状態⁽¹⁾としての社会問題 (social problem) であるかどうか、そしてその検討の中から出て来る逸脱的 (deviant) 家族関係の本質と対策といったことについて考えてみたい。

1 合意が婚姻を作る

用語規定を厳密に行なうならば家族と家族関係の異同や、法曹界で用いられる同棲と一般社会科学分野で用いられる同棲の質の差も看過できないものを含んでいる。しかし、ここでは、「結婚 (marriage) と家族 (family) という言葉は、しばしば実質的に同意義に用いられてきた。結婚をすれば子供が生まれ、そこに夫婦親子という核家族が形成されるのが常態だからである⁽²⁾。」というような立場から出発したい。そこで、それではどこからが結婚 (法律的には婚姻を用いる) でどこまでが同棲なのだろうか、またどこまでが単なる男女の情交関係でどこからが結婚的家族の関係なのか、この素朴な疑問を道具にして解明を進めよう。

この点に関して古くてもっとも有名なのがローマの Ulpianus の「合意が婚姻を作るにあらず、合意が婚姻を作る」(Nuptias non concubinitus, sed consensus facit) の言である⁽³⁾。すなわち、合意が婚姻とそれ以外との差の本質であり、言い換えれば合意 (内縁とも訳されている) を合意こそが婚姻に転化させるとの意である。歴史的基盤をみれば更に明らかであって、BC18 年の敕法「婚姻当事者の階級に関する法律」(Lex Iulia de maritandis ordinibus) の規定するのは、たとえば元老院議員階級と被解放自由人階級との異なる身分・階級間の婚姻の禁止であって、従って従来同衾と訳され内縁とも訳され、また同棲とも訳される Concubinitus は階級制社会における禁じられた婚姻関係の存在一般を意味したものであって、それは当時の支配階級たる貴族にとっての格好の逃げ口上を意味するに過ぎなかった。しかしながら、合意や合意を可能にする前提の階級的規範が一般的結婚関係を「聖化」する思想や装置は今日にまで続いている。そのことは、上にみた歴史的基盤に捨ておかれて今は concubinitus は結婚紐

帯を欠く男女の同棲または複婚制社会における妾を意味する concubinage や concubine になっていることにも現われている。もっとも露骨にまではっきりとこの間の思想を体現するのは「正当なる婚姻と不当なる淫蕩との間に中間形式なし (Leo der Weise, 886-918)」の言であるろう。

形式によって正当なる婚姻に浄化することを認める思想構造が現代に移しかえられた原点はフランス革命に遡ることができよう。すなわち、一つは10世紀からフランス革命まで続いた寺院法時代のいわゆる教会婚に止揚の根を求めることができる。⁽⁴⁾別の見方をすれば、今日なお教会・神社等による儀式が好まれて婚姻の要件のごとく扱われているのはフランス革命以前の「神意により紐帯をかためる」意識の残滓が生きながらえてきたということが許されよう。つまり、結婚は秘蹟 (sacrement) であって、儀式は神の恩恵の信者への付与であって、「神の合せ給へるもの人みだりに之を離すべからず」(Quod Deus conjunxit, homo non separet) であり、結婚紐帯 (marriage bond) と観念されるものは神意によるもの、つまり Vinculum matrimonii (婚姻鎖) に他ならない。従って、そこでは Copula carnalis (肉体上の交合) は婚姻を完成させる道具にすぎな⁽⁵⁾なかった。

異身分や異階級に属する故に救命の禁止条項にふれて、真実の愛の結合であり生活実態において夫婦であっても「不当なる淫蕩」と同じであるとされた思考の型と、ここにみられる思考の型との間に本質的な差異はみられないのである。このことは、しかし現代社会とくにわが国の実感覚とはそぐわないものであって、意味的結合たる結婚紐帯は儀式の存否や有効・無効にかかわらず、相互信頼と愛情確認と共同意思が通常は肉体の結合それ自体と同一である。現代の若者にとっては「正当な婚姻」と「そうでないもの」の差は単なる「紙切れ1枚」(婚姻届)⁽⁶⁾にすぎないのであって、法的保護において両者間に差のあるのは不当なのである。それは歴史的発展においても正しい観念である。

意味的にも copula carnalis が先行するものであって、従来結婚紐帯を完成する道具と意識されていたものが実は vinculum matrimonii それ自体であるという認識の次元に達したヘーゲル流に言えば「世界の逆立ち」(再発見) はフランス革命を現代の始点とするものであった。

2 民事契約としての婚姻

1791年の(革命)憲法第2編第7条は婚姻に関する教会の力を奪って民事婚主義を樹立し「法律ハ婚姻ヲ民事契約トノミ考フ。立法権ハ、全住民ニ対シ差別ナク出生・婚姻・死亡ガ認証セラルベキ方法ヲ創設シ、其ノ証書ヲ受理シ保存スベキ公吏ヲ指令スベシ」と規定したのである。⁽⁷⁾

ここで考えなければならないことは規定するものは教会に代る国家と法律であって、そのためには一つは人は意思としてとらえられてその限りで婚姻は人間の結合ではなく「要式の民事契約」(意思の結合) であること、次にそれを規定する形式の規範は法律という形式をとる限

りにおいてその時代を支配する階級の意思が正当化されて多数に強制され、それに合致しないものは不当な逸脱的なものとして保護されず社会問題視される必然性を具えることである。つまり、教会婚からのコペルニクスの轉換は不十分なものにならざるを得なかったのである。たとえば、現代のフランス婚姻法は（というよりも現代フランス婚姻法も）Delmas-Martyの指摘する⁽⁸⁾ように、法律としては肉体 (corps humain) を想起することなく人は意思 (volonté) としてしか観念することなく、従って教会の桎梏から結婚を解放したが、一方では意思結合たる結婚=婚姻紐帯が完全であること、つまり真正の (réelle) 意思結合=合意、瑕疵のない (intacte) 合意を要求し形式化することによって別の枷 (かせ) をはめたのである。ローマ時代と同じく (形式にかなった)「合意が婚姻をつくる」呪縛からは脱出できなかったのである。

要するに民事婚つまり民事契約によって成立する婚姻 (marriage civil) は必ずしも実事関係を基盤とする事実婚 (mariage 'de facto') まで進むことを意味しない。わが国の場合、契約に関する観念が“薄い”という言葉で示されるように、身分的行為にあっては殊に「血」とか「固めの儀式」を重視するため民事婚即事実婚的に理解される点についてはここでは触れないことにするが、ただ民事婚の建前から当然に宗教ことに教会婚の排除は考えられるところであって、たとえばフランスにあっては刑事制裁をもって事前の宗教的挙式は禁止される。しかし、一方において真正で瑕疵のない合意を求める前提条件として挙式すべき市町村舎の前に婚姻に関する「公示」を前以って行なわなければならないと、そして公的機関の関与としての市町村庁舎における市長等の身分吏による「挙式」が婚姻を作るのであり、市町村長等の身分吏の面前における“結婚しますか” “ハイ (oui)” という意思の交換といった真正の婚姻紐帯を形成する式 (形式) を求めることを知っておかねばならないのである。神の意思による結合から自からの意思の結合への経過的形態とは、司祭・牧師から身分吏に「結合媒体」が移ったにすぎないと言える。要式の本質は英国法等においても同様である。⁽⁹⁾

3 結婚の2重性

われわれが結婚を考えると、常に婚姻と結婚の両方の使い分けを強いられてきており、これまで両者は時と場合に適宜使い分けのべきであるかのように考えてきていた。恐らく今後も同様であると思われるが、その解く鍵は「婚姻を作る」という表現にある。そこには「ある結婚」と「作る婚姻」という2重構造が考えられるのであり、社会的強制を自らの組織の中で強制しつつ存在ないし愛情の次元で営んでききた生活的形態として認識される結婚構造 (natural marriage) のうえに、重層的に社会統制が外部から法律の形などによって加えられて当為ないし秩序の次元で営まれる社会的形態として認識される婚姻構造 (legal marriage) が存立しているのであり、前者を支配するのは親子・夫婦といった自然的原始共同体的心情と論理であり後者を支配するのは親族共同体にも透徹している管理から投資への移行にみられる近・現代社会的資本の心情と論理といったものである。

認識のレベルにかかわるのではあるが、いずれにしても一般的にいて支配的地位に立つ階級がつねに公的意思を形成させることによって natural marriage の1部分を不当でいやしむべきものと規定し、社会問題として「みだらな関係」といった烙印 (stigma) までおすことによって公定の legal marriage による公の秩序善良なる風俗 (公序良俗) を維持しようとしてつとめることと、「紙きれ1枚」によって結婚実態に相本的差があるように観念させられたり、普通使われない「婚姻」を結婚の観念に使わせられたりすることは、相互にふかく関連しているのである。

たとえば、Théry はフランスにおいては concubinage (内縁) が1954年に2.81%存在し、有産階級にあってはそれが1.15%であるのに対して中産階級は1.90%、労働者階級は2.64%であって、都市の下級労働者に多いという結果を発表しているが、宮崎は4つの理由をあげて説明している。⁽¹⁰⁾ すなわち、階級が上すぎて父母尊属の同意が得られない場合 (フランス婚姻法第148条によれば未成年者は21才の成年までこれらの同意を必要とする)、奴隷的な妻の座に固定されたり離婚の自由が奪われることを拒否するために正式な結婚に転化させない場合、環境的に無頓着でおれる場合、そして一番多いとされるのが手続の煩雑さ、提出書類の面倒くささと費用のために「婚姻」はしていないが事実上配偶者として生活している「労働階級」の内縁な自由結合 (いわゆる同棲に近いと思われる) union libre である。このことは上にみえてきたところから敢えて驚くに当らない現象ということができよう。そして、実は労働者がブルジョアの作った法律に対して警戒心をもって、その経験にもとづいて法律を用いようとはしないことを理解しているならば問題の本質が更に明らかになるであろう。⁽¹¹⁾

このことから学ばれることはこうである。わが国においても、以上のような歴史的な文脈の中において結婚は「紙きれ」によらなければ正当なものに転化されないとされているものであり、さらには挙式 (しかも形式的な実質を失った神前挙式) という高価につく「紙きれの裏書」によって本来方向づけられている事実婚つまり生活実態としての結婚構造への方向から遠ざけられて民事婚以前にのめりこまされているのではないかという点である。つまり、憲法等で規定された意味での両性の真正意思 (volonté réelle) だけにもとづく結婚への方向づけが、実のところ「婚姻を作る」呪縛によって曲げられているのである。

とまれ、社会問題として観念される「逸脱した」結婚関係とは内縁全部を含んでいるのであろうか、必ずしもそうでないことは判例などをみても明らかである。法律的にはどうやら単なる情交関係 (私通的同棲) と内縁関係や婚姻関係の差は「婚姻として社会的承認 (social sanction) を受けていながら法的承認 (legal sanction) を与えられていない男女関係」と⁽¹²⁾ そうでない関係をもって一線を引かれるのが通説のようである。そして、その社会的承認といわれるものに関しては、「何ラノ儀式ヲモ挙ゲズシテ婚姻ノ予約 (および同棲の事実が内縁の要件である) ヲ為シタル場合ニ於テモ其予約ハ適法ニシテ有効ナリト謂フベク儀式ナキノ理由ニヨリ婚姻ノ予約ト私通関係トヲ同一視スベキモノニ非ズ。何トナレバ前者ハ将来ニ於テ婚姻ヲ為

スコトヲ目的トスルニ反シ後者ハ全然其ノ目的ヲ欠如スレハナリ⁽¹³⁾と解釈されることによつて、最終的に結婚紐帯を関係の中に固定させる意思、それも将来において固定させる意思を有する場合は私通・情交関係ではなく、正当なる婚姻と不当な淫蕩の中間形態として認めてもいいとするのが1つの公的意思の判断である、そして民事婚はその線まで拡大されるのである。そうだとすると、次にここにちのいわゆる若者の同棲として一括されるものは、永続的な夫婦関係をかりそめにも意図しない限りにおいて逸脱的なもの、みだらなものとして烙印をおさなければならぬのであろうか。

4 便宜のための同棲

嬰兒殺しがマスコミの話題にとりあげられてから大分経つので材料に事欠かない程であるが、新聞の扱いからみる限りにおいては「合衾」が先行して作られたものは少くとも10代についてはいまわしいもののように扱われている。そして、「子捨ては10代夫婦：“同棲時代”みじめな結末——育児費用がない、と⁽¹⁴⁾」の見出しが象徴するように、同棲は社会問題であつて子捨てや嬰兒殺しのような犯罪となつて顕在化するのには「19歳の父親と18歳の母親で、高校のクラブ活動で知り合い、同棲・妊娠・出産とお定まりのコースをたどり、あげくの果てが“育児費用がない”とわが子を見捨てた“子殺し時代”を象徴するケース」の当然の帰結であつて出発点から間違つており、正式結婚でないので保護についても施設で断わられて当然かも知れないと考えるように仕向けている。つまり、根底には少年非行との同一視がうかがえるのであつて、当事者の責任追求のみが急がれている。

本稿は社会現象を解説することを目的とするものでないが、上にみるような文脈の中での同棲のいわば有効性妥当性について問われるとき、その一つの説明変数的存在となるのが第2次大戦後世界経済の流れの中でわが国文化に多大の影響を及ぼしたアメリカの規範であり、結婚と法律の交錯する場での生活文化規範であると考えたい。それは common law marriage の規範であり、「informal marriage を無効とするように解釈さるべきではない⁽¹⁵⁾」という原則である。

common law marriage はアメリカ大陸においては周知のように免許されない (unlicensed) 記録されない (unrecorded) 結婚であつて、婚姻契約をする能力のある人達の間で、特別の形式の挙式もしないで、ただ夫婦の関係に入るというお互いの合意 (mutual agreement) だけにとづいて行なわれるものである。従つて、この有効な関係 (そこでは“正式の”婚姻であり日本のここでは同棲である。ノ) である common law marriage を構成するための必要なすべては、2人が夫婦の関係に入ることを現在において合意すること (per verba de praesenti) だけ、つまり「直ちに夫婦となること」がすべてであつて同居することが一応永続的なものと考えられていることも、また一般に夫婦として知られていることも必要としないのである。

このことも認識の次元にかかわることであるが、第2次大戦によるアメリカの占領・支配と

国際経済の支配の中に位置する今日のわが国の戦後の文化・社会規範と以前のそれとは質的に異なるものと理解することが、文化の連続性に対しては別の視点に立つように見えて実は正しい近道的視点に立つものである。判決が好例となるような認知の場においては、ローマ法、フランス法の流れの中で婚姻と内縁（的同棲）と私通ないしは単なる同棲とははっきり別ものとして存在し認識されるが、生活が優先する構造の場においてはいわばアメリカ法的流れの中で三者の差は存在しなくなりつつある。そして、それが先にみた「結婚構造」志向の労働者を中心とする大衆に定着しようとしつつあるのである。

いずれにしても前者の立場に立つ限り、電話による結婚のごときは当然無効であり、単なる便宜 (convenience) のための同棲＝結婚の論理のごときの認められる余地は見出せず、明らかに公的規範に対して逸脱 (deviance) の烙印はまぬがれず、「家族の病理的現象」と目されるのを当然としよう。後者の立場に立つ場合、アメリカ・プラグマティズムとも軌を一にしてこれを肯定する。アメリカという地域の限定性と歴史的限定性をもつものであっても、20世紀の政治経済と文化の流れの中ではその限定性を喪失してわが国に影響を及ぼし異文化間の衝突をくりかえしつつ定着をはじめたと見ることができる。アメリカにおいては、フロンティアの時期には生存のために結婚が必要であり、適式の手続を求める場も方法も存在しなかったからその意味では common law marriage は唯一正当な結婚であり、厳格な意味で用いても「正当な婚姻」と言い得た。20世紀のアメリカにおいてはフロンティアと同じ存在理由や正当化の理由を求めることこそできないが、女性解放運動を標語や実態を偏見ぬきで見るとき、⁽¹⁷⁾ 女性はフロンティア期に得た地位・権利の失地回復を職業差別や教育の差別の撤廃に向けるだけでなく、婦人の独立が容易になった社会の型の中で他の要素（産制等）と結びつけて common law marriage の現代的必要性や合理性を認めさせようとし、また認めさせてきたことは十分理解できるところである。⁽¹⁸⁾ また、知識人などの女性を核として、先にみた労働者の志向の流れになってわが国に存在意義をもつことも理解できよう。

このように見てくると、Leo der Weise の言は逆転する。すなわち、略奪・誘かい・内婚（近親婚）・重婚・妾関係等を「不平等な淫蕩」に押しこめてそこに限定すれば「正当な婚姻」とその他の間にはすき間なくびっしりと中間形態が展開され存在することになり、もはや「正当な婚姻」との質的な差をたとえば紙きれに求める必要性もなく、かえって「不当な淫蕩」との質的な差を明らかにすれば足りると解すべき時点にさしかかっていると言い得る。つまり、問題はそれが不法 (illicit) な関係かどうか、換言すれば、逸脱という以上は法が2人の行為と関係を罪に結びつけて推定するかどうかにかからしめるべきであろう。そのことが「不当な淫蕩」という基礎的概念を明確にする筈である。そして、儀式や永続意思の有無によって烙印をおしたりすることが問題解決に結びつくものでなく、たとえば所得保障やカウンセリングを含む社会福祉の充実の方に目を向けるべきであることを考えねばならない。

5 「家」の制度と道徳観の押しつけ

婚姻をめぐる問題は本来社会の規範に直接的にかかわっている家族制度をささえる問題であるから、逸脱的家族関係の烙印をおこすことはいわゆる社会秩序・公序良俗を維持するためにはある意味ではやむをえない方策であろう。しかし、社会問題と結びつけ社会病理の視点から論じるときにはさほど簡単なものでもないし、また簡略に論じられるものとして扱われてはならない。このことをイデオロギーの問題と結びつけて、わが国の歴史の例の中から抽出解析してみよう。

社会問題は本来的には時代の価値観・価値体系とは無縁の value-free なものと考えられるように、これまで論じてきた家族・婚姻関係の逸脱と関連をもつ社会問題を考えるとき、少くとも Manis が言うように人間社会の福祉の増進に有害な社会問題とそうでない社会問題の存することを認めそこから論を進めなければならない。⁽¹⁹⁾ 逸脱性を問題にするにしても、集団や個人のもっている価値体系と真向から対立するだけでなくその社会の広い意味（教育までも含んだ）の福祉に有害であると断定される社会問題と、価値体系と対立せず福祉の増進にも有害とは言えない社会問題に類別する必要性は明らかである。そして、短絡的に言えば後者を前者の中に含めて規制し変革しようとしてきたことが、ある意味では家族の次元を離れ国家・社会の次元での“住民の主体性の窒息”という、逆に前者の社会問題を作り出すことを考えなければならない。

規範の侵犯・統計にあらわれた数量的異常性・社会病理性・社会的反価値性が逸脱や逸脱行為の分析指標や説明変数に用いられるが、いずれにしてもそれらは共に相対的なものであってそれだけで十分な証明に到達することは困難であろう。しかしながら、それらが歴史的地域的限定性とそこから来る歪みをもちながらも代替的方法を見出せないまま利用されて来ていることもたしかである。現在においても、社会的威圧としての烙印が魔女裁判的に用いられて効果を発揮し、社会の求めるそれなりのおそれ従わせる機能を果たしている。そして、「社会」の意味に関してはたしかに近・現代的な装置をそなえていて多数者の支持の形態をとるけれども、望ましいか望ましくないかは「公的意思」(volonté publique) の担い手の自由に委ねられているし、「担い手」は擬装された大衆であって実際は支配的な階級や階層のとくに委託されたエリート群であってその思うがままに近かったこと、また今もそうであることを経験し認識している。

「明治時代に入って、武家社会の中で最も封建的な秩序と気風を誇っていた薩摩藩の出身者が政治の指導権をにぎり、それまでの庶民社会の習慣を無視して、日本全国に、武家社会における家の制度と道徳観をおしつけ⁽²⁰⁾たことを想起してみれば明らかである。このようなイデオロギーは婚姻習俗の否定の国家権力の介入となってあらわれた。たとえば、江戸時代に支配階級の間で行なわれた婚約・婚儀や、農漁民階級の若者組を中心とする習俗も、明治23年の民法

施行に当たって「（最初の民法草案は）婚姻ノ効力ヲ生ズル時期ヲ定メテ儀式ヲ行ヒナル時トシタルハ事実ニ重キヲ置カント欲シタルニ出ヅルモノナリベシト雖モ、却テ成立ノ時期ヲ曖昧ナラシメ實際ノ混雜ヲ生ズベキヲ以テ本案ハ之ヲ改メ戸籍吏ニ届出ヅルノ時ヲ以テ婚姻ノ効ヲ生ズル時期トシタリ。届出ハ公然ノ事タルヲ以テ婚姻ノ成立時期モ亦公然ト為リ之ニ関シテ争ヲ生スルコトナキニ至ラン⁽²¹⁾」として、事実の重みを捨て国家による承認を押しつけているのである。

「薩摩藩」（象徴としての）の押しつけの最もはっきりしたものが軍人に対するしめつけであって、明治14年の陸軍武官結婚条例は次のように定め、さらに国民皆兵制度をもって全国民に一方向的に「品位をもつ結婚」像を強制した。そして、第2次大戦が終るまで「品位をもつ結婚」以外の男女関係を少くとも表面的には忌むべきいかがわしい関係との烙印をおしたのである。「第1条 凡ソ軍人ハ最モ其品位ヲ重ンズ故ニ其配偶ヲ択ミ以テ終身ノ活計ヲ維持セシメ家政ヲ治メテ以テ其ノ職掌ヲ確守セシム。若シ配偶其匹ヲ択バズ之ヲ輕忽ニセバーハ以テ其品位ヲ傷ケ一ハ以テ其營生ニ煩ハサレ遂ニ其職掌ヲ汚シ随テ全軍ノ精力ヲ残（損か）ニ至ル⁽²²⁾」として厳密な結婚の許可制を宣言し、結婚を私事から公事であるかのような位置づけに移しそれを強制したのである。

6 公生と私生

支配階級ないし支配的階層のエリート群は何を強制したのか、またわれわれは何を強制されてきたのか。いわゆる庶民は少くとも700年にわたる規範的な習俗をもっていた⁽²³⁾。そこには「家」の思想は少なく、家系の存続が個人の幸福に優先しその観点に立って長幼の序が樹立され、嫡出か否かによって身分的に差別し、「公生」に対して生れてくる子の人格を無視して正式の婚姻手続がとられていないだけで「私生」という烙印を押すような、家中心の封建的士族階層イデオロギーは見ることができなかった。強制されたのは社会的身分制度の土台になる正当なる秩序の正しい血を引く子「公生」子と、逸脱した不当な関係の子「私生」子に見られる身分構造の秩序固定であった。

このような意識の図式においては、正当なる婚姻以外の男女の関係はすべて姦通に準じた「姦私⁽²⁴⁾」として一括処理される。従って、スエーデンのいわゆるフリーセックスとして紹介される習俗が、実はわが国の戦前までの婚前交渉の自由の習俗と極めて類似の本質をもつものであっても、武士階級的規範の強制のために後者は全然異った道を歩まされるのである。スエーデンのフリーセックスは誤って婚姻外交渉の自由として紹介されているが、江守の紹介するように「配偶者選択のための婚前交渉の自由」の慣習にすぎない。結婚によってはじめて性交を知るものは2%にすぎず、高校生男女の半数（1964年）が性交経験をもつといったことは既に公認されている。しかし、スエーデンでは結婚前に束縛されなかった度合に応じて結婚後は貞節は固く、若し恋人同士に子供ができると、大抵の場合、彼らの親たちは結婚させようと

し、出産や妊娠が婚姻前交渉を婚姻に移行させる契機になっている。⁽²⁵⁾問題はそれが秩序の維持に有害でなく、かえって地域社会の機能充足に積極的役割を果たしているかどうかであり、スエーデンでは積極的役割を果たしていると認められているのに、他方で、わが国の若者宿習俗やヨバイ習俗が同じ役割を果たしていた事実は公的には完全に否定されてきたのである。

農漁村に残されていたヨバイの習俗や若者宿による配偶者選択の慣習はスエーデンのそれと全く同一であって、昭和20年頃まで温存されて不文律として一定の役割機能を果たしていた。たとえば、「(その村の場合)いきおい村内婚が多いが、男も女も既往は問わない。夜ばいの行状は手にとるように判っているので、それにいちいちこだわってはいは結婚などできはしない。連れ子があり、その子の父親の名が判っていても結構だというわけだ。結婚した相手の夫が妻の結婚まえの行状の所産の面倒をみるのである。ふしぎなことに、ひとたび、正式の結婚をすると、それまでの夜ばいの習慣はびたりととまってしまう。夜ばいでは、男も女も何人も相手をかえるが、結婚すると堅気な夫婦になり、浮いた話の仲間に入ることがない」(現鹿児島県出水郡獅子島村幣串：昭和20年)のはスエーデンと全く同一であることを知らなければならぬし、同県揖宿郡喜入村(現喜入町喜入か)では文永元年(1264年)より若者組制度が存在して7百年の意味は必然的理由を証明していることに留意しなければならないであらう。⁽²⁶⁾

ヨバイが逸脱であり非道徳的・反規範的であって社会病理的であるといった烙印を押しつけるのは、生活に無理解な、いわゆる社会の公的意思(volonté publique)を作り上げた支配的階級のエリート群であって、要するにヨバイの逸脱性はその理念や規範に対する逸脱に過ぎなかった。農民達の帰属集団のvalueと対立するものではなく、従ってこれらの習俗・慣習は「便宜としての同棲」と同様に本当のところは「つくりあげられたまやかしの社会問題」だったのである。

1つの理念体系の中に閉じこめられて一定の枠組みの中から見れば、先にみたように正当な婚姻以外は「姦私」であり「和姦」「和姦私通」なのである。従って、わが国の婦女子にして健全なる精神の持主である限りいやしくもそこに言われる私通を行ない私生子をうむがごときは家門の名誉を汚し祖先様に顔向けができないのである。このような教育の残滓が完全に払除されない限り、未婚の母やその子は正しい保護をうけることは不可能に近いし、同棲をもって婚姻と同様にみなしそれに市民権を与えることは前途程遠いではなからうか。昭和8年3月に刊行された女子専門学校家政科の教授用の家事教授研究会編「家事教授法要義」はある意味では女学校教員の養成課程を通じて軍人結婚条例と同じ役割を果たしている。家政は衣食住について研究するだけでなく家族の相互関係および家族と国家・社会との関係について研究する学問であって、「家庭生活は……道徳的・宗教的欲求が実現せらるている固い精神的結合団体たるべきであって、殊にわが国は、総合的家族制度の国であるから、家風の振興をはかり、欧米の危険思想の如きも、此の強い家庭精神で浄化し、国民思想の健全なる発達に貢献する」ことを研究・教授する学であると規定されていた⁽²⁷⁾以上、その教育をうけた教員がヨバイの逸脱

性病理性などをつよく教えたことはまことに明らかで、今日にもその残滓が存在する。

7 庶民サイドの規範

武家社会と強く絡がっていた都市の町人や地方の豪族を別にすれば、仕事に才能をもって男と同じように働いてそれなりに力をもっていた女性の農漁村地域における地位は必ずしも低いものではなかったし、それなりの役割が認められてこれらの階級では下層労働者階級の場合と同様に女性蔑視は生存の目的の前に存在理由を失なうのである。従って、それにみだらなものという烙印が押されるまでは、自由な配偶者選択を通じて自らの側における結婚の規範の維持形成に成功していたのも周知のとおりであり、当然のことなのであった。たしかに、たとえば赤不浄（月経）の婦女のための「月屋」「他屋」「別火」といったものが本来の機能（不浄禁忌の回避）を果たす必要がなくなって風紀をみだす場所になっていた事実もみられるが、そのもとの慣習規範はより重要な機能が若者宿・娘宿などによって充足されていたのである。⁽²⁸⁾

婚前交渉の自由という側面をもってはいたが地域社会の配偶者選択の自由に形成された慣習は、不文律という掟となって、構成員相互の役割交換の秩序を維持形成して社会規範としての機能を十分に果たしていた。その限りにおいてヨバイ一般は逸脱行為でもないし一部にみられた試験婚的な同棲も社会問題ではなくなるのである。「ふしだら」とか「善良なる風俗に反する」といった評価は、公的秩序の維持のためには言うものの支配的に立場にある階層の value のみを全体的なものとして押付けたものと言い得るのであって、作られた public consensus をどう認識するかにかかわって来る。若者宿が婚前交渉の自由（フリーセックス）の場にもなり、共同の宿や雑漁寝堂の存在も同様な役割を果たしてきたが、地域社会の中での選択の範囲の狭少さに応じて一定の役割を果たしてきたことは否定できない。一人前にするという意味を考えなければならないが、少なくとも自由な配偶者選択を通じての均衡化機能は見逃すことができない。それ故、宿は信用ある老人宅などが選ばれ、親もすすんで頼んで寝泊まりさせて来、妊娠が契機になることもあるが、要するに固まった場合は娘宿の主人等が世話人・仲介人となって結婚をもってゆくのであり、その後は宿を脱退する。ヨバイという行為は自由な配偶者選択の方法であり、自由な性交渉もそれなりの意味のある行為であった。

極言すれば、庶民のサイドからみる限りにおいて、押しつけられた“薩摩藩”の封建的武士階級の遺制とそのイデオロギーこそ自らの維持してきた価値体系に対立するものであって、もちこまれたものこそ論理的には「逸脱」であり「社会問題」であると言わざるを得ない。少なくとも庶民の規範を崩壊させてきた過程こそが最初にのべた「改めさせなければならない望ましからざる状況」だったのである。そのことはスエーデンのフリーセックス（婚前交渉の自由）の習俗が望ましくないからといって少なくともわが国の青年の頭脳から取除こうとすれば、今日そのような欲求の流れに逆らって自由を抑圧し目を閉じさせる行為が望ましいものとして全体的に受けいれられるかどうかを考えあわせれば、実はいかに歪んだ（逸脱した）あり方だ

ったか認識するのに十分であろう。

支配的階級の有力な親族組織が法律という一般的表現で規範化されているのが近・現代社会の構造であって、それへの統合が「逸脱」を決定する重要な要素である以上、「庶民のサイドからみた逸脱」というイデオロギーはあくまで非現実的なものでしかないかもしれないが、ここであわせて家族原理の2面性ないし2重性を考えるべきことを提言しておきたい。一つは自然的情愛と自然的結合の原理に支配されるいわば情緒に担保をおいた家族原理であって、2重構造的性についてのべた際に少し触れたように愛が決定因となる家族原理であり家族規範の1側面である。そして、それと対立する形であられるのが以前の段階においては構成員を管理 (control) して物々交換の形での結婚によって家族 (員) の維持と発展をはかり、経済の発展段階に応じて投資 (investment) に転じて市場交換の形で目的を達しようとする「所有」の観念あるいは「資本」の論理に支配された家族原理 (結納の現代的意味の論理)⁽²⁹⁾ である。閨閥や家名や釣合いといったものが無体財産としての諸価値を念頭においたものであることは否定することはできないであろうし、婚姻はその思考形態の産物であるといえるのである。

紙数の関係から詳しい筋道は省略するが、先に「非現実的なものでしかないかも知れない」とのべたのは、家族原理は結婚の2重構造とも相互関連していて、しかも「薩摩藩」の親族組織が主体となってそこへの統合によって逸脱が判断されるというのも現代においては1つの擬制であるからである。つまり、結婚を貫いているのは1本はエコロジカルでロマンチックな柱であり、1本はポリティカルでエコノミックな柱である。後者が「薩摩藩」の衣をつけているに過ぎない。

ハルチェフはエコノミックな柱の強大さを指摘しているが、その限りにおいて資本制社会においては「ロマンチックな愛が「家庭生活の本源的基準」であるのはその国に存在する家庭の一部、おもに労働者家族にのみあてはまる」ということは正しい。⁽³⁰⁾ 結婚にみられた2種構造の上部的構造が資本の論理に透徹されている以上、市場交換のルールを阻害するような同棲や未婚の母は当然に逸脱とされ社会問題視されるし、ヨバイのような習俗の庶民サイドの規範的価値も否定されるのでである。

しかし、くりかえしのべるように「当然逸脱」かどうか、また「庶民の規範の価値は否定されるべき」かどうかは問い直されなければならない。また、実際にそのような問直しの姿勢でなければ社会問題のきめ細かい類別とそれによる誤りのない問題解決は望めないであろう。

8 逸脱的家族関係の本質

家族の病理を、たとえば入院中は治療に向っていた患者が退院するただ必らず重症になって再入院するような症候をもつ場合とか、1人が治療すれば次のメンバーが必らずとっていきいかに発病するような症候をもつ場合とか、知能指数が家族員の中では低下するような症候をもつ場合とかに限定することができれば、逸脱的家族関係は同じ種類の指標を用いても、

たとえば近親婚禁止タブーを何重かにわたって侵犯したケースのように他の指標にも抵触し社会的にも病理現象とみなされるものに限定することができるかも知れない。しかし、最初に断ったようにわれわれの立場においてはそのように厳密なレベルに限局することは妥当ではない。何となれば、一番最初に前提とした社会問題の考え方や枠組に依拠すれば、同棲（ことに便宜的同棲）や未婚の母は一応多数の住民の合意にもとづいて望ましからざる状況と見なされていると判断できるし、また多数住民の合意した規範との関係でも一応は逸脱的であって問題として取上げるのが当然だからである。

問題は「逸脱性」であり、何からの逸脱かであり、またその本質はどこに存するものとみるのかという認識のレベルにかかわっている。そして、言ってみれば体制一般の問題かも知れない。しかし、わが国の場合はどうやら“薩摩藩”に代表される最も封建的道德観が構築された家族規範の中でも根のような部分にあたって、資本の論理に透徹されている家族原理に代表される結婚観が根継ぎされているように、同じ逸脱とは言え、まず封建的道德観に裏打ちされた家族規範・結婚規範との問題として扱われ、そしてその結果を踏まえて次に資本の論理に貫かれた「婚姻」規範との関係において扱われるべきものと考えることができる。ヨバイまで問い直す必要性が出て来る所以であり、その文脈の中でこそ具体的な社会問題とされている同棲や未婚の母が建設的に取り上げられる可能性があると言われるわけである。

このように考えるとき、具体的に例示したこれらの逸脱的家族関係は規範侵犯性や社会的反価値性のゆえの社会問題ではなく、本来保護対策を必要とするゆえの“社会の問題”であることは明らかである。そして、その限りで問題は早急に対策を必要としている。

たしかに湯沢の指摘するとおり警察庁犯罪統計書にみる0歳児殺人（いわゆる嬰兒殺し）の警察認知件数は安定して数的異常性はみられない（昭和30年195件、35年190、40年222、45年210、47年174、年平均185.9⁽³¹⁾）。これらの事件の基盤には先の具体的な逸脱的家族関係の存在が推測されるところ、必らずしもマス・メディアを通じて考えさせられるほど病的に増加しているとは言えないように思われよう。

しかし、たとえば他の統計的变化と交叉させれば value-free な社会問題としては質的な変化もうかがわれるのである。すなわち、たとえば厚生白書の示す死亡実数等との比較を試みれば、死亡児数とその比較では昭和30年からみて昭和45年は4倍をこえていることを意味なしとはできないのである（昭和30年68,801件＝出生1,000に対し39.8、死亡1,000のうち嬰兒殺1.9；35年49,293件＝出生30.7/1000、嬰兒殺3.8/1000；40年＝33,742件＝出生118.5/1000、嬰兒殺6.5/1000；45年25,412件＝出生13.1/1000、嬰兒殺8.2/1000）。われわれとしては、先にみたその扱いの意味もマス・メディアの担い手が不当なる関係のゆえに問題視したのではなく、ここにみられる放置できない危険性を敏感に感じた結果の、ある種のキャンペーンが存在するものと考えたい。

結局のところ、われわれとしては烙印が押付けられるべきでないことを立証することに努め

ると同時に、こんにちにおいてはたとえば東ドイツ（1972年）・西ドイツ（1974年）・スエーデン（1974年）のといった中絶自由化をこの文脈の中で評価することや、ソ連やスエーデンの父性推定の軽便さと男性のよってくる扶養義務の責任回避の困難さのもつ意味を検討することや、特にソ連の1926年家族法以来継続してとられている「私生」烙印追放のためと母子保護のための未婚の母保護対策（たとえば既婚の母については第4子から支給され8歳で終了する児童手当が未婚の母の場合第1子から支給され12歳まで継続されることによって1963年に1,966,000人の未婚の母と200万人の児童が手当をうけていたり、1968年法以降父称「イワンの子ならイワノビッチを名の次に付す慣習」による「私生児」の烙印を完全に除くため母親からの申告だけで父称を付することが許されるようになった）や事実婚への歩みの中にわが国でも採用の可能性を見出すべきもののあることを保護対策を必要としていることに力点をおいて提起することが急務である⁽³²⁾と考えるのである。そして、わが国の場合、対策が後手になっているため一時的極貧に陥って「問題」を起している例の多いことを知るとき、都市化といわれる現象の高まりの中の無関心によってさらに同様なケースが相対的に増加することをおそれるものである。

以上

文献および注

- (1) Theodorson, George A., and Acilles G. Theodorson. A Modern Dictionary of Sociology. New York: Thomas Y. Crowell. 1969. p. 392.
- (2) 沢木敬郎「英米離婚法の一動向」ジュリスト増刊「性——思想・制度・法——」昭和45年 有斐閣, 225頁
- (3) 太田武男「内縁の研究」昭和40年 有斐閣, 5-6頁
- (4) 宮崎孝治郎「仏蘭西婚姻法」台北比較法学会「比較婚始法第1部」昭和12年 岩波書店 419-89頁
- (5) 同上 421頁
- (6) 第6回家族社会学セミナー（1973年7月 大阪市）の席で大阪市大大学院生善積氏は若い学者・学生の思想をこのような表現であらわした。
- (7) 宮崎 前出 423頁；太田 前出 16頁
- (8) フランスの婚姻法については「ミレイユ・デルマ＝マルテイ著有地享訳「結婚と離婚——フランス婚姻法入門——」昭和49年 白水社」による所が多い。
- (9) Judge Brian Grant. Family Law. London: Sweet & Maxwell. 1973. pp. 11-15.
- (10) 宮崎 前出 431頁；太田 前出 17, 18頁
- (11) エンゲルス著全集刊行委員会訳「イギリスにおける労働者階級の状態（2）」昭和46年 大月書店 151頁
- (12) 青山道夫「内縁解消と財産分与」別冊ジュリスト12「家族法判例百選」昭和42年 有斐閣。20頁
- (13) 大審院大正8年6月11日第3民事部判決（筆者加筆）
- (14) 昭和49年7月24日毎日新聞（大阪）19頁
- (15) 不破勝敏「米国のコモンロー・マリッジ」昭和36年 有斐閣 1頁
- (16) 高柳賢三「北米合衆国婚法」前出 比較婚姻法 228頁

逸脱的家族関係概念の社会病理論における意味

- (17) 岡木一彦「女性解放運動と性解放」前出「性——思想・制度・法」 318-328頁
- (18) Notes, “Common Law Marriage”, Indiana Law Journal, Vol. 32, Fall 1956 不破 前出 11頁
- (19) Manis, Jerome G. “The Concept of Social Problems: Vox Populi and sociological analysis” in Social Problems, Vol. 21, No. 3, 1974. p. 314.
- (20) 岡本 前出 325頁
- (21) 熊谷開作「始婚成立史序説」昭和45年 酒井書店 116頁
- (22) 堀内節編「明治前期身分法大全第1巻」昭和48年 中央大学出版会 資料617（筆者加筆）
- (23) 谷川健一「庶民の希求」法学セミナー増刊「セミナー法学全集2, 民法I」昭和48年 123頁
- (24) 堀内 前出 資料61
- (25) 江守五夫「いわゆる“性解放”の論理とその批判」前出「性——思想・制度・法」 309-317頁
- (26) 谷川 前出 122頁, なお, このような例は枚挙にいとまがないし, 全国的である。
- (27) 今井光映編「家政学教育の発展」昭和47年 ミネルヴァ書房 301頁
- (28) 有賀喜左衛門「日本婚姻史論」昭和23年日光書院に詳しく紹介説明されている。
- (29) Farber, B. “Family & Kinship in Modern Society. Scott, Foresman and Company. 1973. p. 15.
- (30) ア・ゲ・ハルチュエフ著寺谷弘子訳「ソ連邦における結婚と家族」昭和42年 創元社 74頁
- (31) 第7回家族社会学セミナー（1974年7月御殿場市）第2セッション「戦後日本の家族病理」で報告。
- (32) スエーデンの事情は前出の江守五夫「いわゆる“性解放”の論理とその批判」のほか, 婚約中の母と子の権利擁護（婚約中の子の出生に扶助を受ける権利を保障し, 父の姓を称する権利を有する等）についてのべた戒能通孝「瑞典・ノルウェー婚姻法」（前出・比較婚姻法第1部 368頁）を参照されたい。ソ連の事情については, ア・ゲ・ハルチュエフ「ソ連邦における結婚と家族」, 花岡止郎「露西亜社会主義聯邦ソヴェート共和国婚姻法」（比較婚姻法1部）のほかマジソン著光信・湯沢訳「ソ連における社会福祉」昭和49年光生館の家族福祉に関する記述を参照されたい。

（完）

（1974. 7. 30 受理）